

異性装をとおして見る近世ヨーロッパの社会史

——ジェンダーとセクシュアリティを中心として——

大 木 昌

はじめに

筆者は最近、ルドルフ・デッカーとファン・ドゥ・ポルの共著を翻訳する機会があった（翻訳タイトル『兵士になった女性たち—近世ヨーロッパにおける異性装の伝統』。以下「本書」と表現する）⁽¹⁾。本書は、女性による異性装という問題を切り口として近世ヨーロッパの社会史を解明しようとする、極めて野心的な研究である。女性による異性装は、近世になって突然現れたわけではない。中世ヨーロッパには、謝肉祭その他の祝祭事に女性が男装したり、女性の一人旅のさい強盗などに襲われるのを避けるために男装するという、一時的かつ便宜的な異性装の伝統があった。また、一般の女性ではないが、中世には異性装をした女性聖人の聖人伝などが多くの人に知られていた。つまり、近世の異性装者には先行者がいたのである。著者たちは、このような伝統が近世の異性装の重要な下地になったと考えており、本書の原題に異性装の「伝統」という表現が使われているのはこのためである。

しかし本書は、中世以来続いていた女性の異性装の伝統を重要な背景としながらも、それらを直接の対象とするのではなく、近世になって新たな動機や形態をもって登場した異性装について深く考察している。近世の異性装は、たとえ途中で発覚してしまい中断を余儀なくされた場合でも当初は、あるていど長期間女性が男性の服装をし、男性として職業に就いたり男性として生活することを目的としていた点が、伝統的なそれとはこと

なっていた。男性として生活することの中には、女性に求愛して同棲したり女性との結婚にまで至ることもあり、これらの事例は、ジェンダー、同性愛、セクシュアリティなどの問題とも関連している。本書では17、18世紀のオランダ（正確にはネーデルラントというべきであるが、ここでは便宜的にオランダと表記する）における異性装を直接の対象としているが、当時異性装は、北はデンマーク、南はスペイン、イタリアまでヨーロッパの広い範囲で見られた。ただし女性の異性装は、ヨーロッパの中ではイギリスやオランダなど北西ヨーロッパにおいてとくに顕著だった。これは後にみるように、当時、経済的に繁栄していた国や地域に職を求めて女性が流れ込んできたからだった。

異性装について断片的にふれた文献や研究はあるが、本書のように網羅的かつ体系的に分析した研究書は非常にすくない。たとえば、16—18世紀の女性史を扱ったG・デュビィ、M・ペロー監修『女の歴史Ⅲ—十六—十八世紀』には12の論文が掲載されているが、女性の異性装を正面からあつかったものは一つもない。わずかに、政治や軍隊から排除されていた女性が男装して陸軍や海軍に入隊したことが、政治への参加という観点から敷衍ふれられているだけである⁽²⁾。

本書が近世ヨーロッパにおける異性装とジェンダーの研究として独立した価値があることはまちがいない。しかし筆者の研究領域は東南アジア、とりわけインドネシアの歴史であり、ヨーロッパ史もジェンダーも専門外のテーマである。したがって、この小論でこれらのテーマについて専門

家の立場からコメントしたり批評することはできない。ただ、筆者はジェンダーもふくめて民衆の日常生活の実態や、社会史という歴史研究の方法に関心がある。じっさい、本書でも異性装の問題に付随してふれられている断片的な記述は、当時の民衆の姿や社会のあり様など筆者にとっても興味深い事実を垣間見せてくれる。また、オランダはヨーロッパ世界でも、いち早く市民社会へ踏み出した国である。中世的世界から近世の市民社会への移行期に、民衆の生活はいかなる状態にあったのかという問題は、ヨーロッパ史の理解にとってだけでなく、非ヨーロッパ社会との比較においても有効な手がかりを与えてくれるだろう。以上の観点からこの小論では、本書の概要を紹介すると同時に、異性装の問題をとおして、近世ヨーロッパ社会の何が見えてくるのか、あるいはそこから、今後どのような研究の展望が開けてくるのかを検討してみたい。

オランダにおける異性装は17世紀に忽然と現れ、19世紀初頭に再び忽然と消えてしまった。著者たちは、性別を偽り犯罪を犯した罪で裁判にかけられた119人の女性の裁判記録をたんねんにたどることで、なぜ、このような現象が生じたのかを、当時の政治経済、社会文化的な諸側面をもふくむ広義の社会状況と、個人の心理的および性的傾向の両面から解明しようとしている。現在の学問的タームで表現すれば、本書は異性装をジェンダーとセクシュアリティの観点から分析している、といえよう。

地域を北西ヨーロッパだけに限定したとしても、本書が扱っている119人という事例数は、異性装という現象が当時広がっていたことを議論するには少なすぎるように見えるかもしれない。しかし、これらはあくまでも異性装が発覚し、例えば結婚のようにその行為が当時の通念に著しく反していた事例や、犯罪を犯して裁判にかけられた事例だけである。しかもその大部分は、水夫や水兵となった異性装の女性が男装を見破られた事例だった。というのも、狭い船の中では服装だけで性別を偽り続けるのは非常に難しく、異性装が発覚し易かったからである。したがって、陸上での生活を

選択した異性装の女性が、長期間男性として生きた事例はかなり多かったと考えるべきであろう。著者たちによれば、裁判記録に現れた異性装の女性は氷山の一角である。

異性装というトピックは、歴史の本流とはかけ離れた、好事家の興味を引くだけの、小さなエピソードの一つに過ぎないのではないかという印象を与えるかもしれない。しかし、異性装の背後にあるジェンダーとセクシュアリティの問題は、近世ヨーロッパにおける女性の生活、地位、社会的な性別役割、性生活がどのような状況におかれていたかを知る重要な手がかりを与えてくれる。また、筆者はジェンダーの研究史について詳しくはないが、17、18世紀という時代のヨーロッパにおける、これらの問題にかんする研究は非常に少ないのではないだろうか。この点でも本書は先駆的な研究ということがいえよう。この小論は、本書の内容を1では異性装の動機という観点から、2では異性装とセクシュアリティという観点から、3では異性装に対する社会の反応、という観点から整理・要約し、4で本書に対する筆者の評価と、異性装という問題を切り口とした本書の内容から、どのような問題が展開しうるのかを展望する、という構成になっている。以下にまず、異性装の動機から検討しよう。

1. 異性装の動機

著者たちは、異性装の動機として(1)ロマンティックな動機、(2)愛国的な動機、(3)経済的動機の3つを挙げている。これらは、外から見ても確認できる直接的で、いわば社会的背景をもった動機といえることができる。しかし、私たちが異性装について考えるとき、同性愛やセクシュアリティの問題をも同時に思い浮かべる。本書では、これらの問題を、個人の深層心理および性的傾向の問題として別個に扱っている。以上を念頭において、まず、上記三つの社会的な動機をごく簡単にみてみよう。

まず「ロマンティックな動機」であるが、これは夫や恋人と離れ離れになるのを嫌い男装して彼

らと行動を共にしようとする動機である。これには、男装して兵士になり夫や恋人と共に戦地に赴いた女性や、遠くアフリカやアジアへ行く夫や恋人を追って、水夫に変装してオランダ東インド会社や西インド会社の船に乗り込んだ女性たちが含まれる。当時、戦闘で斃れた兵士の検死によって、死亡した兵士が女性だったということがしばしばあったようだ。当時はアフリカやアジア諸地域への航海は危険なうえ、長期間かかり（たとえばオランダとインドネシアとの往復は1年半から2年はかかった）、たとえ熱帯地域へ無事に到着したとしても、そこで病死してしまう可能性も大きかった。じっさい、インドネシアの歴史をみると、オランダからの航海途中で海難にあたり病死したり、東インド（とくに現在のインドネシア）に着いてからさまざまな病で命を落とすオランダ人も多数いた。

以上の事情を考えると、兵士であれ水夫であれ、異性装の「ロマンティックな動機」も理解できないわけではない。それにしても、死の危険や発覚・逮捕の危険をも顧みない彼女たちの行動は大胆で勇気があるといわねばならない。さらに、彼女たちの親兄弟や親戚からの反対もあったはずである。当時の北西ヨーロッパ社会において、女性はそれだけ自由だったのだろうか？ この点については後に、異性装の背景を考えるさいにもう一度検討しよう。

つぎに「愛国的な動機」であるが、これは文字どおり、自分の属する社会や国が危機に瀕しているとき故国を救おうという動機である。そのために男装して戦いに参加した事例があったことはすでに述べたとおりであるが、そのような女性が何人くらいいたのかはまったく分からない。ただ、当時のヨーロッパでは、フランスのジャンヌ・ダルクの逸話が広く知れわたっており、愛国的な女性の一つのモデルとなっていた。そして、このような女性は英雄として書物や文学で好んで取りあげられていた。本書にも、当時人気があった書物に挿入された異性装の女性の挿絵が多数掲載されている。

三番目の「経済的動機」は、おそらく異性装の

もっとも主要な動機であろう。異性装の女性の大部分が貧困層出身の若い女性であったことは、これを良く物語っている。貧困層の家庭では、思春期に達した娘たちは生活費と、結婚のための持参金を自分で稼ぐことを期待された。さらに、両親のひとりまたは両方の死、家庭の不和、あるいは移住によって生活の基盤を失ってしまった女性も多数いた。こうして、家庭から押し出されるように家を出ざるをえなくなった女性が社会の底辺に滞留していた。当時は若い女性が働く機会は洗濯、メイド、糸紡ぎなど、家事労働的な仕事に限られていたうえ、収入もわずかだった。もし若い女性が比較的高収入を得ようとするれば、娼婦になることも可能ではあった。しかし、たとえ経済的に困ったとしても、女性としての尊厳と貞操を守るために娼婦になることを拒否し、かつ男性のように高収入を得ようとした女性たちの一つの選択が異性装であったともいえよう。これは、女性の就業機会が限られていたこと、そして賃金も男性より低かった実態を反映している。

もっとも、男装が成功したとしても、変装がばれずに働き続ける職場はやはり限られていたようである。本書には、陸海軍の兵士の他には馬丁や煙突掃除など若干の職種が挙げられているだけである。じっさい、119人の事例のうち、逮捕された当時職業を持っていたのは93人で、そのうち83人は、水夫か兵士で、兵士の多くは水兵だった。これは、当時のオランダの政治経済状況を反映していた。つまり、17、18世紀のオランダは東インド会社、西インド会社などが盛んに海外に進出していった時期であった。一方で他のヨーロッパ列強諸国と戦いつつ、他方で進出先では現地の勢力との軍事的な衝突も多かったため、常に兵士にたいする需要は高かった。本書にも頻繁に登場するが、町のあちこちに兵士を募集し登録する事務所があり、契約のサインをすると契約一時金をその場で受け取ることができた。異性装の女性は、髪を短く切り男の衣服を身にまとい事務所を訪れると少年とみなされ、軍当局をまんまとだまして少年兵として採用されることも珍しくなかった。

以上の他にもさまざまな動機が挙げられている。

たとえば、「ロマンティックな動機」とは逆に、夫や家族から逃げ出すために、あるいは何らかの犯罪を犯した女性が逃走のために、あるいは犯罪者の烙印を押されてしまった女性が、身を隠してその経歴からくる不利益を軽減するために、異性装を変装の手段として利用したことなどである。中には、逃げたり隠れたりするためではなく、女性が強盗や盗賊の一味に加わり、もっと積極的に犯罪に加わるために男装する場合も記録されている。これらはあるていど持続的な異性装を前提としていたが、兵士や水夫となる契約金をもらうために男装し、受け取った後はすぐに女性の服装に戻ってしまう詐欺行為におよぶ女性もいた。また、犯罪とまではいえないが、一晩だけ酒を飲んで馬鹿騒ぎをしたり、ただだんに夜道をぶらぶらさ迷い歩くことを目的とした、最初から一時的な変装を目的とした異性装もあった。

以上は資料で確認された異性装の動機であるが、じつさいには、これ以外にもさまざまな事情があり、これらの動機が複合的に関連している場合もあったにちがいない。本稿の冒頭でふれた伝統的・一時的な異性装をのぞけば、性別を偽ることはそれ自身が詐欺的行為で、たてまえとしては犯罪であるとされていたから、程度の差はあったにしても異性装者たちは何らかの犯罪性を意識していたにちがいない。それにもかかわらず女性が男装したのは、女性であるために蒙っている経済的な不利益や行動の自由にたいする制約を乗り越えなかったからであろう。これらの不利益は、女性に課せられた社会的な性別役割、つまりジェンダーから生じたもので、異性装はその性別役割への対抗手段という意味ももっていたのである。つぎに、異性装とセクシュアリティの問題についてみてみよう。

2. 異性装とセクシュアリティ

女性が男装するという行為をセクシュアリティの観点からみると、大きく三つのタイプに分かれる。第一のタイプは、生物学的な性(=セックス)としては女性でありながら、意識の面では男性と

してのアイデンティティをもち続けているトランスセクシャルの場合である。本書の登場人物の表現を借りるとそのような人は自分自身を「まちがった皮膚を身につけた」人間だと感じていた。第二のタイプは、生物学的には男性と女性と双方の特徴を有している、半陰陽(インターセクシャル)の場合であり、この事例も本書では紹介されている。第三のタイプは、女性の同性愛的傾向である。これらの問題は現代でも存在するが、それらにたいする対応は近世ヨーロッパと現代とはかなりことなる。たとえば、第一のタイプに対しては性転換手術という方法で肉体と精神の乖離を解消することができるが、当時はもちろんそのようなことは発想としてさえ存在しなかった。また、同性愛にたいして現代では法律的な罰則規定はなく、社会的にも以前と比べてはるかに寛容になっている。

本書では、異性装の女性がほかの女性に求愛し、教会で正式に結婚式まで挙げた事例が紹介されている。当時、結婚は男女の結合であるべきで、女性同士の結婚は「神の摂理に反する」という理由で犯罪とみなされた。キリスト教的倫理観はセクシュアリティにかんする社会の観念に大きな影響をおよぼしていたことが分かる。他方で、半陰陽であるか否かの判定に、外科医(本書では、レンブラントの有名な絵画「チュルプ教授の解剖学講義」で知られるチュルプ教授が裁判に登場する)による医学的検査が行われたこともあった。これは、古い倫理観が影響力を持つ一方で、当時勃興しつつあった解剖学的医学にもとづく科学的な知見がこのような問題に適用されていたことを示していて興味深い。

ところで、異性装と同性愛との関係には少しやっかいな問題が含まれている。すでに述べたように、上記の第一と第二のタイプの異性装者は社会的な要素というより、生まれつきの生物学的要素が強い。これにたいして同性愛にもとづく異性装には、トランスセクシャルとインターセクシャルの要素にくわえて、個人の性的嗜好としてのセクシュアリティの要素も関与しているからである。ここで興味深いのは、当時のキリスト教的倫理観

から、「もし女性である私が他の女性を愛したとしたら、自分は男でなければならない」と考えたことである。同性愛の女性にとって異性装は、自分は男性であるという意識を強化し、パートナーにも男性との恋愛を意識させる方法として採った手段の一つであった。

異性装の女性と同棲したある女性は、相手が男装するようになって以来、二人の性生活は目に見えて良くなったと証言している。著者たちはこのタイプの異性装を、女性としてのアイデンティティを維持したまま、女性が女性を愛することが一般的になっている現代のレスビアンにいたる、過渡期の現象であるとみなしている。この点を少し補足しておこう。当時の女性同性愛者たちは、女性同士のセックスにたいしては後ろめたさがあったにちがいない。そこで彼女たちは、異性装によって外面的には社会的に受け入れられている男女のカップルを装い、心理的な罪悪感を多少とも軽くしようとしたものと解釈できる。個人の性生活を心理的に縛っていたこのような倫理観は19世紀以降、しだいに弱まってゆき、異性装を伴わない女性の同性愛が広まってゆくことになる。

上記の問題と関連して、当時は女性の同性愛だけを表す特定の言葉はなく、男女を問わず同性愛には「ソドミー」という言葉しかなかったという事実は注目に値する。周知のごとくこの言葉は今日、もっぱら男性の同性愛か獣淫を意味する。そして当時は、ソドミーにたいして、建前としては男女の区別なく死刑までの罰則が設けられていた。男性同士の同性愛が発覚した場合には実際に死刑になったが、女性が同性愛を理由に死刑になった事例はない。というのも、当時のセックスにたいする社会通念は男根中心主義に支配されており、ペニスをもたない女性同士の性関係はありえないと考えられていたからである。

現実には同性愛者や結婚までしてしまった女性たちを前にした時、司法当局は上記のジレンマを解決できないため、ただただ困惑するだけだった。本書には女性と結婚した異性装の女性を非難しあざける古い民謡が紹介されている。このような非難は、女性とのセックスは男性の特権であり、女

性同士の同性愛はこの男性の特権を侵す行為であるとの考えから発していた。また、女性の同性愛者には、公衆の面前で上半身裸にして行なわれる鞭打ち刑や特定の町からの追放などの厳しい罰が加えられたが、そのような場合でも、カップルのうち男性として振舞い、男性の特権を奪った異性装の女性のほうが重い罪を課せられた。ここにも、男性中心主義、家父長的な社会観がはっきりと現れている。

オランダにおいて男性の同性愛は1730年代以降しだいに表面化するようになっており、セックスは男女のあいだだけで可能であるという観念も徐々に突き崩されつつあった。またオランダで、男装せず女装のままのレスビアン・カップルが最初に表面化したのは1792年のことだった。このころ、10人ほどの女性が「けがらわしく愛撫し合っていた」罪で逮捕された。これらの女性はみな非常に貧しく底辺の女性だった。本書ではその理由について言及していないが、貧困のため結婚資金を用意できなかったことがその一因だったのではないだろうか。いずれにしても、彼女たちは自らを女性と意識したうえで他の女性と性的関係をもっていたのである。この面でも、異性装はもはや時代に合わなくなってきたといえよう。

上に述べたように異性装にたいする社会的な非難や抑圧は18世紀末から次第に変化しはじめていた。そして、オランダがナポレオン帝国の支配下にあった1811年、フランスの「刑法法典」が導入され、刑法から「ソドミー」という言葉は消え、「同性愛」(homosexuality)という言葉に置き換えられた。これとともに、男色にかんする厳しい罰則規定もなくなり、他の大陸ヨーロッパ諸国と同様、オランダでは同性愛は名実ともにもはや死刑の対象とはならなくなったのである。つぎに、異性装にたいする社会的な反応をみてみよう。

3. 異性装にたいする社会の反応

これまでの記述でも、異性装にたいする社会の反応について、断片的にはふれてきたが、ここではそれらもふくめて少し視点を変えてこの点のみ

てみよう。社会一般の通念として、異性装は神の摂理に反するというキリスト教的倫理観から、原則として罰則と非難の対象であった。しかし、これはあくまでも原則であって、くわしく見ると異性装の動機や状況、受け取る側の階級によって反応にもちがいがあった。たとえば、愛国的動機から男装して兵士となって立派に戦った女性は賞賛の対象になり、ときには勲章や褒美さえもらうことがあった。また、男装して兵士になり夫や恋人を追って戦場でともに戦い死亡した女性も賞賛された。この場合は、夫や恋人など男性を想う強い愛情ゆえに男装したからというのが賞賛の理由である。また、夫や恋人への愛情が称賛されると同時に、女性の貞操を守りぬいた場合も、やはり民衆からも賞賛された。たとえば本書には、船上で異性装が発覚してしまい、二人のスペイン人がその女性を犯そうとしたとき、彼女は逆にナイフで二人を追いつめたことを歌った民謡が紹介されている。この場合、異性装についての非難はまったくなく、むしろ貞操を守った彼女の勇敢な行為が称賛されている。

異性装の女性が、長いあいだ発覚することなく男性として暮らし、その間に女性との同棲や結婚をせず、犯罪に手を染めず男性としても立派に活躍したのちに女装に戻った場合にも、彼女たちは非難の対象にはならなかった。ある女性は、水夫として活躍したのち女性としての生活にもどり、おぼれそうになった子どもを助けた。彼女は民謡の中で積極的な賞賛の対象にはならなかったものの、地域の名士として唄われている。以上の事例から、何らかの大義名分が存在すること、男性にたいする愛情や女性の貞操を守ることが動機となっていたこと、犯罪に手を染めていないことなどが異性装の女性にたいする賞賛の理由となっていたことが分かる。以上は世間一般の評価にかんすることであるが、細かく見ると異性装への反応はエリートと大衆という階級によっても異なった。

異性装にたいするエリート層の反応を大雑把に言えば、肯定と否定とに評価が分かれた。肯定的な評価としては、勇敢な戦士として戦った異性装の女性を王家やエリートが英雄として称えた事例

がある。また、船上で異性装の女性を発見した船長は、彼女を罰しないだけでなく、彼女の結婚相手と同じ船に乗っていた水兵から募集し、船上で豪華な結婚式まで執り行っている。文学や芸能の分野をみると、17、18世紀のオランダでは大衆文学書が大量に出版された。その中で、異性装の女性兵士は好んで取りあげられる題材であった。これらの文学では異性装の女性は賞賛されることが通常であった。演劇においても、17世紀のオランダでは男装して登場する女優の劇に人気があった。文学にせよ演劇にせよ、それらを楽しんだのは中流以上の階層、エリート層の人びとであった。この面でもエリート層は異性装にたいして大衆よりは概して好意的であった。もっとも、すべてのエリート層が異性装に寛容だったわけではなく、身近に異性装の女性がいた場合にはエリート層といえども厳しく断罪することが多かった。

異性装にたいしてもっとも厳しい反応を示したのは一般大衆であった。民謡では、大義名分のない異性装者には呵責のない非難が浴びせられている。また、異性装者が逮捕されたり護送されてゆくと、民衆はこれらの女性を取り囲み小突いたり押ししたり暴力的な行動に出ることが多かった。これは「マリン」(*malin*)と呼ばれ、民衆による一種の私的な制裁方法だった。また、異性装の女性にたいする民衆の反応を唄った民謡は、彼女たちを罵倒し嘲笑するものが大部分だった。たとえば、結婚した女性を非難するある民謡は「夫」になった女性を「売春するこの獣め」と強い調子で罵倒している。

なぜ、エリートの方が民衆より異性装にたいして寛容な反応を示したかについて本書ではっきりとした説明をしていないが、少なくともつぎの二つが考えられる。第一に、異性装者が兵士になった場合、王侯貴族などのエリート層は彼女たちを愛国者とみなし、その愛国的動機をあるていど肯定的に評価していたと考えられる。第二に、当時エリート層は一般民衆よりもセックスにかんして奔放だったことである。残念ながら、オランダにおける民衆のセックスの実態についてはほとんど分からない⁽³⁾。しかし本書では貴族層が、彼らを

相手にする娼婦にたいしてなら当然のこととして要求するような性的行為を、大衆を相手にする娼婦に要求してもとうてい受け入れられなかったことが紹介されている。これから推察しても、性行為にかんしてエリート層の方が民衆より抑圧的な倫理観から自由だったことが想像できる。このちがいが、異性装にたいする反応の違いに現れていたのではないだろうか。

すでに述べたように17,18世紀に数多く見られた女性の異性装は19世紀初頭以降、急激に姿を消していった。これにはいくつかの要因が関係している。もっとも現実的な問題として、オランダ東インド会社が18世紀の末に倒産し、オランダは長期の経済不況と平和の時代に入った。このためオランダは移住者にとっても魅力的ではなくなり、さらに兵士や水夫の需要も激減してしまった。さらに著者は異性装が消滅に向かった原因として、19世紀以降には以前とくらべて女性の選択肢が広がったこと、19世紀にはいと住民登録、徴兵、医学的な検査など住民を管理する官僚・行政が整備されて女性の異性装にとってますます多くの障害が現れたこと、異性装が他の女性との恋愛関係に入る手段としては急速に時代遅れになりつつあり、その役割を終えてしまったこと、男女の性別役割がますます相補的になった（男女の平等化）ため異性装によって社会的地位を高める必要がなくなったこと、などを挙げている。これらの新しい動きを一言で表現すれば、社会の制度と価値観の近代化といえよう。つまりオランダは19世紀初頭以降、近世から近代への移行が始まり、その変化の一つとして異性装の衰退があったと解釈できる。

4. 本書の評価と異性装問題の展望

本書は、近世ヨーロッパにおける異性装という現象およびその背後にあるジェンダーとセクシュアリティの問題を切り口として近世ヨーロッパの社会史を描こうとする野心的な研究であり、その意図はほぼ達成されていると評価できる。これまでほとんど研究の蓄積がない分野にたいする研究

方法として著者たちがとった主な方法は、まず当時の裁判資料を徹底的に発掘したことであった。これは、歴史研究としてオーソドックスな方法といえよう。つぎに、著者たちは言語化された記述資料だけでなく、挿し絵や版画などの非言語資料をも多数発掘している。本書に掲載された多数の挿し絵や版画は私たちに、当時の異性装の様子と、それが人びとにどのように受け止められていたかについての具体的なイメージを与えてくれる。これらにくわえて著者たちは、異性装に関連した古い民謡や俗謡をも多数収集し、本書の議論と関連させながら、挿し絵や版画とはことなつた角度から、異性装にたいする民衆の心情を生き活きと伝えることに成功している。

オーソドックスな資料とはことなる上記のような資料を積極的に使用するのには、社会史研究にとっては珍しいことではない。なぜなら、社会史は主として民衆の日常性をあつかう歴史の分野であるが、民衆は自分たちの行動や思想を本や公文書のような形で資料を残すことはほとんどないからである。つぎに、本書の内容について、1) ジェンダーとセクシュアリティ、2) 社会史への手掛かり、という二つの側面から本書へのコメントと評価をしてみたい。

1) ジェンダーとセクシュアリティ

著者たちによれば、オランダにおける異性装は三段階を経て変化してきた。第一段階は17世紀以前で、異性装は旅や祝宴などの特別な機会に行なわれた、伝統的異性装であった。第二段階は、本書が主として対象としている17,18世紀で、この時期の異性装は男性の職業に就いて高収入を得ることを目的の一つとしていた。この目的は、主としてオランダの海外進出にともなう兵士や水夫にたいする大きな需要に支えられていた。もう一つの目的は、同性愛における心理的および倫理的な罪悪感を緩和することであった。第三段階は19世紀初頭以降で、異性装はほぼ消滅してしまった。

ところで著者たちは、19世紀初頭以降に異性装が忽然と消えてしまった理由として、前項で述べたようにオランダ経済の停滞と広義の近代化を挙

げている。近代化のうち、行政機構の整備については理解できるが、男女の関係が平等化したことや、女性同士が恋愛に入るための異性装が時代遅れになったこと、女性の選択肢が広がったことについては若干疑問が残る。著者たちは、19世紀初頭には女性の選択肢が広がっていたことを示す事例として、ある医者の娘が大学で学ぶ機会を与えられたことを挙げているが、この事例だけでは説得力に欠ける。また職業についても、産業革命が他のヨーロッパ諸国より一歩早く進展したイギリスにおいて女性の職場が増えたということなら少しは納得できるが、17、18世紀のオランダではイギリスのような工業化はまだみられなかった。しかも19世紀初頭のオランダはまさに経済の停滞期に入った時期であり、女性にとっての職場が広がったとは考えられない。

男女の平等化について著者たちは、一般的な傾向としてふれているだけで、実証や検証をしているわけではない。じっさい、欧米社会で男女同権を求める運動が本格的になったのは20世紀以降のことであることからみても、それまではまだまだ女性の権利は制限されていたと考えるべきだろう。同様に、セクシュアリティ（ここでは女性の同性愛）にたいする観念の変化も、具体的な証拠を挙げているわけではない。ただ、ナポレオン統治下のオランダにおいて、同性愛（sodomy＝ソドミー）にたいする刑法上の規定がなくなったこと、ヨーロッパ社会の都市化や産業化などが、セクシュアリティにかんする旧来の倫理・道徳観を変えただろうことは推測できる。なお、17、18世紀にはオランダにおいても宗教改革の嵐が激しく吹き荒れ、プロテスタント派が勝利した時期である。この宗教改革が、男女の平等化やセクシュアリティにたいする観念の変化と関係があったのか無かったのかは興味ある問題であるが、著者たちはこの点にふれていない。

以上のような問題はあるものの、本書が明らかにした異性装の実態は、他の社会との比較において、かなり有効な比較対象のモデルを提供していることはまちがいない。これは本書の大きな貢献であるといえる。たとえば、戦前までの日本にお

いても、女性の労働機会も生きる選択肢も限られていたが、本書であつかったような異性装が、オランダに比べて非常に少なかったのはなぜなのか、という問題設定が可能になる。このような問いは、結果的にそれぞれの社会の社会・文化的な特性を浮び上がらせることにつながるだろう。

本書は近世のヨーロッパにおいて、女性の異性装はあつたが男性の異性装はなかったことを明らかにした。これは、男性にとって女装することには不利益はあつても利益はほとんどなかったからだろう。そして現在は、かつてとは全く逆に、男性が女装する異性装は目につくが男装する女性の異性装はほとんど消えてしまっている。近世ヨーロッパでは貧しい階層の女性が、男性の職場に入りより多くの収入を得るといった経済的・現実的な利益を求めて男装することが多かった。しかし現代の男性が女装することによる現実的な利益は、ごく特殊な芸能人のような場合を除いて考えられない。このように考えると、現代の男性が女装するのは、同性愛というセクシュアリティからの動機が強いと思われる。一方、現代の女性同性愛者がセクシュアリティに動機づけられて男装することはまれである。異性装にたいするこのような、男性と女性の対応のちがいがどのような精神的、生理的メカニズムに由来しているのかは興味深い問題であり、今後の課題である。

2) 社会史への手掛かり

本書は異性装を主要なテーマとしているが、それを説明する過程で当時の社会状況、とりわけ民衆の日常生活にかんする興味深いさまざまな事柄にもふれている。この小論の最後に、これら社会史的にみて興味深い問題を五点だけ取り上げておきたい。

第一点は、異性装と植民地の関係である。本書はドゥ・フラーフの東インドにおけるオランダ人女性が本国では考えられないような贅沢をし、傲慢に振舞っている事を非難した文章を引用している。このような話は本国でも知られており、豊かさや贅沢を求め、水夫となって東インドへ行くことが異性装の動機の一つとなっていた。じっさい

に東インドに到着した女性が何人いたかは分からないが、当時、熱帯地域に植民地をもっていた他の国でも豊かな生活を求めて植民地に渡った女性たちがいた。たとえばシュトローベルは、南アフリカに渡ったイギリス人女性は、白人というだけで希少価値をもち、本国では考えられないような上流階級の男性との結婚が可能になったこと、そして彼女たちはイギリス人男性が現地の女性と接触することを妨げてきたこと、イギリスの伝統文化を現地に必死に示そうとしたこと、などを議論している⁽⁴⁾。植民地と女性の関係、とりわけ植民地におけるジェンダーの問題や彼女たちが果たした社会・文化的な役割などは、これまで無視されてきた問題であり、今後の研究課題となろう。

第二点は、下層階級の女性の結婚事情である。本書には下層階級の女性は結婚のために持参金を自分で貯めなければならなかったことにふれている。本書は、近世ヨーロッパにおける民衆の結婚事情についていくつかの事例を提供しているので、これらはほかのヨーロッパ諸地域との比較に役立つのではないだろうか。また、夫婦関係の実態について、異性装であっても「夫」だけが酒場に入りしていたこと、あるいは一晩だけ酒を飲むために男装した記述は、当時は女性の社会的な行動範囲が制限されていたことを示している。ただし持参金の問題もふくめて以上のことは、オランダ全体の現象なのか、本書に登場する女性のように、オランダ社会でも非農業家庭出身者の間だけで見られたのかは分からない。たとえば、ブリューゲルをはじめ16世紀から17世紀に活躍したオランダの画家たちは、男性と一緒に働き飲んだり踊ったりしている農民の姿を描いた数多くの絵を残している。これらの絵を見ると、農村社会では都市よりも男女が平等だったように思われる。この点も今後に残された興味深い研究課題である。

第三点は、女性の移動についてである。本書に登場する異性装の女性のうち、半分以上はオランダ以外の地域の出身者であった。当時、経済的に繁栄していたオランダの諸都市へ、周辺の地域から貧困層の女性が流れ込んでいた。当時はかなりの女性が経済機会を求めて、その時どきに繁栄し

ている都市や地域へ自由に移動していたようである。しかし、すでに述べたように、19世紀初頭以降、行政機構の整備とともにヨーロッパの各国は国家の境界を厳格に管理し、国境を越えた人の移動を制限するようになった。これは、ヨーロッパ諸国が近代国家としての内実を充実させてゆく過程の側面と考えられるのではないだろうか。

第四点は、近代医学と法律の関係である。本書には、ある異性装者が男性か女性かを判断するさいに、裁判所は外科医として著名だったチュルプ教授の解剖学的検査を依頼し、その所見を裁判資料と利用した。当時はヨーロッパにおいて解剖学的医学が急速に発展しつつあり、その知見が現実の裁判にまで適用されていたのである。医学に現れた当時の科学主義・実証主義は、ガリレオやニュートンを筆頭とするヨーロッパの科学者たちが開拓した「科学革命」を反映したものだ。他方で、17世紀にはヨーロッパ各地で魔女裁判も行なわれており、近世とは、そのような非合理に満ちた中世的世界と、合理主義・科学主義を標榜する近代世界とが並存していた時代であった。

第五点は情報伝達の手段である。本書はニュースを伝える媒体として新聞についてふれているが、新聞を買いしかも文字を読むことができたのは中産階級以上の富裕層であった。本書の記述から民衆は、噂やストリート・シンガーの唄から各地のできごとを知ったことが分かる。しかも、その伝播のスピードはかなり速かったようである。噂は、時間が経てば消えてしまうかもしれないが、民謡のような形で唄い継がれると、その内容はかなり長期間（時には数百年も）人びとの記憶に残ることになる。ヨーロッパには吟遊詩人の伝統があり、日本には琵琶法師のような語り部がいたが、本書に登場するストリート・シンガーたちは、庶民の日常生活に密着した内容を伝える情報の伝達者だった。

むすびにかえて

以上が、本書にたいする筆者の評価と、本書の

記述から見えてくる近世ヨーロッパにおけるジェンダーとセクシュアリティ、および民衆の生活や社会の諸側面である。17, 18 世紀のヨーロッパを語るさいに私たちは、ヨーロッパ諸国の海外進出、偉大な科学者や哲学者の業績、宗教革命、イギリスにおける議会制民主主義の成立、フランス革命、産業革命など、まさに世界史的な出来事や大事件を思い浮かべる。しかし、これらの目につきやすい動きの背後で、民衆はどんな生活をしていたのか、その生活にどんな変化が起こっていたのかというような問題はあまり注目されない。本書が主として依拠した裁判記録のほか、著者たちが収集した版画や挿絵とならんで、民謡やストリート・シンガーたちが売っていた歌詞カードなどは、民衆の生活や彼らの関心事などを生き活きと伝えてくれる貴重な資料である。今後、このような資料の収集が進めば、従来の政治経済と偉大な人物、重大な出来事を中心とした歴史とはことなる、さらに豊かな歴史理解が可能になるのではないだろうか。この意味でも本書は、今後の研究のあり方に大きな示唆を与えているといえよう。

注

- (1) 原著は、Rudolf M. Dekker and Lotte van de Pol, *The Tradition of Female Transvestism in Early Modern Europe* (Foreward by Peter Burk, translated by Judy Marcure and Lotte van de Pol, London, Macmillan, 1989) (訳書は、法政大学出版局, 2007 年)。
- (2) G・デュビイ, M・ベロー監修『女の歴史 III—十六—十八世紀 1・2』(杉村和子, 志賀亮一監訳), 1995 年。
- (3) 当時の民衆のセックスにかんする資料や研究は少ないが、イギリスに関しては、ジュリー・ビークマン『庶民たちのセックス: 18 世紀イギリスにみるセックス風俗』(塩野美奈訳, KK ベストセラーズ, 2006 年)がある。
- (4) マーガレット・シュトロベル『女たちは帝国を破壊したか—ヨーロッパ女性とイギリス植民地』(井野瀬久美恵訳), 知泉社, 2003 年。